力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したもの（これを含む。）を添付しなければならない。

（供託規則の一部改正）

第三条　供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受諾書等の提出）	（受諾書等の提出）
第四十七条　弁済供託の債権者は、供託所に対し供託を受諾する旨を記載した書面又は供託を有効と宣告した確定判決の謄本若しくは当該確定判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決の内容と同一であることを証明したものを提出することができる。	**第四十七条**　弁済供託の債権者は、供託所に対し供託を受諾する旨を記載した書面又は供託を有効と宣告した確定判決の謄本を提出することができる。

（動産・債権譲渡登記規則の一部改正）

第四条　動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登記申請書の添付書面）	（登記申請書の添付書面）
第十三条　［略］	**第十三条**　［同上］
2　登記申請書に執行力のある判決の正本若しくは謄本又は執行力のある判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを添付したときは、前項第三号又は第四号の書面を提出することを要しない。	2　登記申請書に執行力のある判決の正本又は謄本を添付したときは、前項第三号又は第四号の書面を提出することを要しない。
3　［略］	3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○農林水産省令第三十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第二号及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項第一号の規定に基づき、農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農地法施行規則の一部改正）

第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設）	（地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設）
第二十五条　法第四条第一項第二号の農林水産省令で定める施設は、国又は都道府県等が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。	**第二十五条**　法第四条第一項第二号の農林水産省令で定める施設は、国又は都道府県等が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所若しくは同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設又は同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設	三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設
四・五　（略）	四・五　（略）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設）	（法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設）
第三十五条　法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。	**第三十五条**　法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）